

# 会議録

会議の名称	第2回子どもの居場所部会		
事務局	子ども家庭部子育て支援課		
開催日時	令和2年11月18日(水) 19時から21時まで		
開催場所	小金井市役所第二庁舎8階 801会議室		
出席者	委員	部会長 萬羽 郁子 委員 職務代理 水津 由紀 委員 部会員 北脇 理恵 委員 古源 美紀 委員 鈴木 恭子 委員 鈴木 隆行 委員 谷村 保宣 委員 村上 洋介 委員	
	事務局	子育て支援課長 富田 絵実 子育て支援係長 福井 英雄 子育て支援係 山下 真優 児童青少年課長 鈴木 剛 児童青少年係長 前田 裕女	
傍聴の可否	可・一部不可・不可		
傍聴者数	1人		
会議次第	1 開会 2 子どもの居場所について 3 閉会		
発言内容・ 発言者名(主な発言要旨)	別紙のとおり		
提出資料	1 資料8 子どもの居場所に必要な子どもの権利の視点		

## 第2回子どもの居場所部会 会議録

令和2年11月18日

### 開 会

○萬羽部会長 ただいまから、第2回子どもの居場所部会を開催いたします。

次第の(2)子どもの居場所について、というところから、本日は行っていきます。前回は、理想と考える子どもの居場所のあり方について、ワークショップ形式でご審議いただきました。本日もできる限り、皆様のお考えをお伺いしながら進めていきたいと思っておりますので、ワークショップ形式により進行させていただきます。

ワークショップの内容としては、2つ予定をしています。1つ目は、「子どもの権利の視点から見た子どもの居場所」です。前回は、理想と考える子どもの居場所について、意見をお出しいただいたところですが、子どもの居場所は、子どもの権利と密接に関係するものであり、子どもの居場所の理念を考えるにあたっては、子どもの権利の視点が欠かせないかと思います。そこで、前回お出しいただいた子どもの居場所に関する御意見について、子どもの権利の視点から、今日は整理していきたいと思っております。

また、ワークショップの2つ目としては、「子どもの居場所の理念についてのキーワード出し」です。お出しいただいたご意見をもとに、子どもの居場所の理念について、キーワードを抽出してみたいと思っております。詳細は、後ほどご説明いたします。

それでは、ワークショップ1つ目の「子どもの権利の視点から見た子どもの居場所」について、始めていきたいと思っております。

ワークショップを始めるに当たり、子どもの権利について、特に小金井市の子どもの権利条例に規定された子どもの権利の内容について、確認しておいたほうがよいと思っておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○児童青少年係長 児童青少年課の前田です。

資料8をご覧ください。前回の資料3でご説明したとおり、居場所の役割は、子どもの権利に資するものである必要があります。この資料8は、その、子どもの権利とは、そもそもどういったものなのか、もうご存じの方もいらっしゃると思いますが、基本的な部分の認識を統一するために、ご用意させていただきました。

今日は、居場所の目指すべき姿を、子どもの権利の視点から、子どもの居場所を考えてみようということで、お時間20分ほどいただいて説明させていただきます。ご用意した配布資料を一部飛ばしながらの説明になりますので、お願いいたします。

本日の内容です。まず、ご存じのとおり、小金井市には、子どもの権利に関する条例というものがあります。そもそもの契機となった、子どもの権利条約に触れた後、条例について簡単に説明させていただきます。その後、子どもの権利から見た子どもの居場所ということで、今日の議論の肝になる部分を説明していきたいと思います。

まず、子どもの権利という思想は、1800年代、第1次世界大戦期にポーランドにいたユダヤ人であるヤヌシュ・コルチャックという医師であり孤児院の院長であった先生が提唱しはじめました。この先生は、第2次世界大戦中にナチスによるユダヤ人絶滅収容所で、自分の孤児院の子ども達と共に生涯を閉じることになります。

先生の著書の中に「子どもはだんだんと人間になるのではなく、既に人間なのだ。人間を認識すること、つまり、まず何より子どもを1,000とおりの方法で研究すること。100人の子どもは100人の人間だ。明日人間になるのではなく、既に今、人間なのだ。人間としての価値、長所、個性、志向、希望を確かに持った存在なのだ。子どもというものは、私たちと等しく人間的な価値を持っているものだ。」という内容がありますが、この思想に基づいて、終戦後の1959年には国連によって子どもを救済や保護の対象としてばかりではなく、人権享有、権利行使の主体なんだという視点を踏まえた子どもの権利宣言が出されました。

この子どもの権利宣言から20年後の1979年国際児童年のときに、子どもの権利宣言を法的拘束力のある条約にしていきたい、そんな動きが出始め、コルチャック先生の母国であるポーランドが中心となりながら、10年間をかけ、1989年に国連総会で全会一致で定められたのが、「子どもの権利条約」です。日本では正式には「児童の権利に関する条約」と訳されていますが、ここでは「子どもの権利条約」としております。

日本が、この子どもの権利条約に批准したのは、その5年後の1994年になります。

つまり、日本もこのグローバルスタンダードを守っていくよと、世界中に約束したということです。現在196の国と地域がこの条約を批准しています。

条約の中で、どの国も等しく、子どもの人権を守っていくために必要なこととして、ここに記載ある、一般原則といわれているものがあります。1つは、病気や障害の有無。それと性別とか、国籍とか、いかなる種類の差別も禁止するという。2つ目は、子どもの最善の利益を第一次的に考慮。子どもの政策を作るに当たっても、教育をしていくにあたって、子育てをするに当たっても、子どもの最善の利益を考慮するという。3つ目は、生きる、また、成長、発達する、これを確保するという。4つ目は、

意見表明権ともいわれますが、子供自身が自分に関わる様々なこと、街づくりであったり、学校づくりであったり、家族で暮らすことであったり、そういったものに意見を表明する、自分の意志を表明していくということ。これが、4つの一般原則といわれています。

そして、この4つの一般原則をベースにしながら、生きる権利、発達する権利、守られる権利、そして参加する権利というものが、子どもの権利条約には、権利カタログとして並べられていて、グローバルスタンダードとして、全世界の子どもの権利という共通基準になっています。もちろん世界規模の話なので、条約の中身には、戦争紛争による子どもの被害ですとか、児童労働、人身売買、飢餓など、日本では容易にイメージできない内容も含まれています。そこで、日本の自分の市の子どもに合った権利カタログを分かりやすく市民に示そうという動きが、自治体による条例化ということになっていきます。日本が批准したことを皮切りに、地方自治体で、個別に子どもの権利条例を制定する市町村が現れ始めました。一番初めにできたのが、川崎市です。小金井市は2009年、平成21年3月に、子どもの権利に関する条例として制定、つまり小金井市に住んでいる皆さんに知ってほしいこととして、約束事を決定しました。

おめくりください。子どもの権利条例、正式には、子どもの権利に関する条例といいますが、今は子どもの権利条例とお伝えいたします。この条例というのは、子どもの権利条約が世界規模での約束事であるのに対し、小金井市に限定した約束であると言えます。この子どもの権利条例は、子どもの最善の利益を保障するために、1つ目、子どもが権利の主体であること、2つ目、その権利の内容、3つ目、市民や市、その他の人たちが何をしたらいいのかということを経済的に示した理念総合条例となっております。

条例の目的としては、第1条で、「すべての子どもがいきいきと健やかに、安心して暮らせるまち小金井」を目指すということになっております。小金井市の子どもに関する施策については、既に皆さん御存じだと思いますが、全てこの条例で定めた権利が保障されるように展開しているところです。

ここはちょっと、飛ばします。特徴ですね。前文のほうからいきますね。これは、第1条の前に付けられた前文になります。ここからは、実際に子どもの権利条例は何が書かれているのか、だいぶ飛ばしながら、ご紹介していきたいと思います。前文は、「子どもは愛情を持って、自分のことを考え接してほしいと願っています。子どもは自分の意志を伝え、受け止められることを願っています。子どもはよりよい環境で育ち育てら

れることを願っています。このように、子どもは、愛情をもって育てられることで、自分の意思を持ち、それを自由に表現できる環境があることで、他者と共に生活していることに気がきます。そして、他者と共に平和な暮らしを創り出すことが大切に思えるように成長することができます。」前文、ちょっと省略はしているんですけども、子ども会議のほうで、子ども自身が考えた、子どもの願いが表現されているものになります。

第1章ですね。ここは、第1章の部分は全てにかかっている総則になります。第3条は吹き出しに書いたように、大人も子どもも基本的人権を尊重しようねということが書いてあり、第4条は、子どもの権利の保障に関する責務と留意事項になります。大人には、子どもの権利を保障すること、子どもの最大の利益を第一次に考えることが求められています。これは、子どもに影響を与えるあらゆる局面で判断や行動の基準となります。また、0から18歳未満と幅が広いことから、年齢や心身の成長に配慮するように、この条文で求めています。

また、大人だけでなく、子ども自身にも、権利の行使に当たって、社会の基本的な約束事を知り、他者への思いやり、互いの権利を尊重することを求めていることもここに含まれています。つまり、よく、権利の話をする、子どもがわがままになるとか、子どものわがままを全部聞けということかみたいなお話がありますが、そういうことではなくて、お互いに対等な立場で尊重しようねというようなことが書いてあります。

第2章ですね、ここが基本的な権利の部分、柱になる部分を書いてあります。第6条は第1条を受けて、この章で特に大切な権利を定めているよ、それは年齢や発達に応じた配慮が必要だよ、というような説明になります。その後の第7条から11条は、大切な柱ということで、5つの権利を総論的に定めています。この5つは、子どもの権利に関する条例の柱になっているので、リーフレットでは必ず、これが一番分かりやすいように、条文から抜いた形で掲載をさせていただいたりしています。子どもの権利条約のほうでは、生きる、守られる、育つ、参加するという4つが柱となっているので、これを5つにした時点で、小金井の子どもにとって大切な権利という形で整理されたものと言えると思います。これについては、後で、居場所の観点からもう一度触れるので、次にいきます。

第3章は、子ども自身ではなく、周りにいる大人、12条では家庭、13条で育ち学ぶ施設、14条で地域での子どもの権利の保障が記載されています。13、14条で、それぞれの条文の中では、子どもの権利を保障する家庭の中の親をサポートし、市施設の関係者、

市民が互いに連携し協力することも求めています。今回は、第4章、第5章飛ばします。

駆け足でしたが、子どもの権利の基本的な部分と、子どもの権利条例の全体についてお話をさせていただきました。ここからが、今回のお話の肝になるかなと思います。先ほど出てきた7条から11条の具体例を見ていきつつ、子どもの居場所でも守られているか考えていただきたいと思います。

子どもの権利と言われると、イメージが子どもに限定されてしまうので、こちらに書いてあるのは子どもなんですけど、あえて憲法でも規定されている基本的人権に直してお伝えしていきたいと思います。

まず、安心して生きる権利では、生命、健康、人権不侵害、発達と書いてあります。ちゃんとした条文の具体例は、後ほど、事前送付した黄色の権利リーフレットで御確認いただきたいのですが、ちょっと過激な言い方をすると、殺されないこと、見放されないこと、心が傷つかないこと、が権利となっていて、基本的人権の平等権、社会権、あと生存権の部分になっています。

次の、自分らしく生きる権利としては、個性を尊重されること。つまり、みんな違ってみんないいを自覚できる、パーソナルな認識、事柄を経験することです。

3つ目の、豊かに育つ権利は、人間らしく生きるための成長に必要な社会との関わりの部分。他の文化に触れるということも含めた外部からの刺激、栄養を得る機会を持つことです。この自分らしく生きる権利と、豊かに育つ権利は、他者との関わりの中で、自覚、体験するものになっていきますので、基本的人権の自由権とか社会権に発展する部分かと思います。

意見を表明する権利は、参政権に近いイメージでいいかと思います。自分の関わる事柄について、自分の気持ちを聞いてもらえること。

そして、支援を受ける、は、大げさに言えば、人権侵害の救済となりますが、助けてと言える、言ったら助けてもらえる権利となります。

横に、愛情、環境、意思というワードがありますが、これは、先ほど紹介した、前文の、子どもたちが考えた欠けてはならない3つのキーワードとなっていますので、子どもの居場所には、全ての権利保障が整っていることが望ましいということが分かると思います。誤解のないように吹き出しで入れておいたんですけど、特に環境でくくってある部分については、具体例に入っている事柄全てが必要ということではなくて、あくまで個性が尊重されることと、社会との関わりができる部分が保障されていればいいと思

います。なので、全ての居場所が、例えば、遊びがあつて、情報にも触れられて、好きなきに休めてというような、全て盛り込まないというものではありません。

最後のスライドですね。続いて、条例で定めている、大人の責務という観点からもご案内したいと思います。この検討部会でご議論いただいているのは、心の居場所ということではなく、足で訪問できるスペースだったり、サービスだったり居場所ですので、条例上では、学校、保育園、児童館とかの、行政が設置するものと同じ、育ち学ぶ施設となります。最後の使用する施設にあたるということですね。この育ち学ぶ施設では、簡単にいえば、一番最初にお伝えした条約の一般原則の遵守が規定されています。ですので、先ほど子どもの持っている権利の側から必要な視点をお伝えしましたが、それとプラスして、差別の禁止、生きる、育つ、発達の確保、最善の利益の第一次的考慮、あと、子どもの意見の尊重についても、常に頭に入れて運営してもらう必要があるかなと思います。

ここまでをご説明させていただいた中で、ご理解いただけたかなとは思いますが、子どもの権利は、権利を与えることで、子どもがわがままになるとか、権利に対する義務はというような話ではなく、子どもを権利主体として特に必要がある、カテゴリの1つとして認識して、ただ守ってあげるのではなく、1人の人間として接することが求められているだけなのです。子どもにとっての居場所は、子どもだから、大人だからのカテゴリではなく、自分らしくありのままを受け止めてもらえる場所ということが言えるのではないのでしょうか。

以上、駆け足になりましたが、資料8の説明を終わります。

○萬羽部会長 ありがとうございます。こちらの添付資料はよろしいですか。

○児童青少年係長 失礼しました。資料8と一緒に事前配布しました黄色いリーフレット、こちらが、小学生向けにお配りしている、ルビがふつてある権利条例のリーフレットになります。先ほどご案内したように、5つの柱については、抜き出した形で表面に書かせていただいて、裏面にいくと、条例の全文も記載をさせていただいていますので、ご覧ください。

○萬羽部会長 ありがとうございます。事務局から、子どもの権利条例に規定された、子どもの権利を中心にご説明いただきましたが、今の説明に関して、この後、ワークショップ形式で議論をしたいと思いますので、今の説明に関して確認したいことなど、もしここでありましたら、挙手をお願いします。

特にないですかね。よろしいでしょうか。

では、続けて、今のご説明いただいた内容を踏まえて、2つのグループに分かれて、ワークショップ形式でこれから進めてまいりたいと思います。

本日は、グループがこの4人と、こちらの4名様でお願いするという形になって、分かれて行きます。各グループごとに、ホワイトボードがそれぞれありまして、そこに、第7条から、今説明のあった、第10までと、あとその他というものが、計6種類の見出しが貼ってあります。また、机の上に、事務局のほうで用意していただいた、前回出していたいただいたもの、意見が挙げられています。これが、計56枚、前回56個の意見が出されたので、56枚あるという形になっていて、工夫して作っていただいて、これが、貼り付けたり場所を変えたりできるという形になっています。なので、今日1つ目やりたいこととしましては、この子どもの権利条例にきちんと合致するような居場所づくりの、これからのビジョンを考えていかなきゃいけないというところで、網羅できているかどうかとか、不足があるような部分がないかどうかという確認をするというのが、今日の前半で行いたいこととなります。グループ分かれていただいたら、前回出していただいた意見、この56枚を、まず、この第7条から第10条、もしくは、どこにも当てはまらない場合は、その他で構いませんので、分類をしていただくというのをグループで協力してやっていただきたいです。かつ、分類しながらでももちろんいいですし、いったん分類した後でも構いませんので、例えば、これがもう少しあったほうがいいんじゃないかという部分がありましたら、白紙の、これと同じものが10枚ありますので、これに書いていただいて、付け加えていただいてもいいですというような形になります。よろしいでしょうか。書きながら、もちろん今も十分あるんだけど、付け足すということももちろんあるかと思えますし、例えばですけど、ここが足りないんじゃないかという部分は特に重点的に足していただいて、網羅するためには、こういう部分が今出されている意見で足りているかどうか、不足がないかどうかという確認と、あとは、さらに、こういうものが付け足したほうがいいんじゃないかという、意見出し、というのを今からグループに分かれて行いたいと思っています。

○鈴木隆行委員 すいません、ちょっといいですか。子どもの権利と、居場所ですね。ちょっとよく分からないのは、もちろん居場所をどういうふうに考えるかというのに対して、子どもの権利とコンフリクトするようなものはいけないというのは分かるんですけども、これからやろうとしていることは、子どもの権利でいっていることを、居場所を作るのにあたって、網羅しようということなんですか。

○萬羽部会長 言葉があれなんですけど、足りない部分がないようにはしたいとは思っていて、子どもの権利を満たせるような居場所づくりをしたいなというふうには思っています。

○鈴木隆行委員 包含関係が分からないと言ったら…。子どもの権利とバッティングするのはいけないと思うんですけども、それを全体をカバーするような居場所を作るというふうに、我々は動くのか、バッティングしないのであれば、別にどこか集中していればいいのかというふうに考えるのかというので、今日やることが変わってしまうような気がするのです。

○萬羽部会長 すいません。私の説明があれだったんですけど、基本のベースとして、やはり子どもの権利条例というのがあるので、そこをベースに、その中で、それを、子どもの権利を守るための居場所を作っていくという形にはなるので、ベースとしてはあって、ここを満たすということは必要だと思います。ただ一方で、それだけじゃないので、その他というのは作っていて、権利に書ききれない部分というか、権利として明言はされていないんだけど、必要な居場所はあると思うので、必ずしも、この中だけに収まらなくちゃいけないということはないんですけど、ベースとしては権利を守る、子どもの権利を守っていくというのは、先ほどの説明でありましたように、子育て会議でやっている内容は、全て権利に当てはまっている必要があるので、そこで確認したいな、という形になるんですけども。

○子育て支援課長 補足してもいいですか。おっしゃる意味が分かります。居場所の施策をやるのに、権利のビジョンの全ての項目を満たすということの必要性がイコールではないんじゃないかということだと思んですけど、今ここであえてこれをやろうとしているのは、居場所に対するビジョンをまず作っていく、それを審議会の委員の皆さんと、市とで、共有しながらやっていくっていう点で、広いビジョンを作るに当たって、子どもの権利の求めているものを、確認するところのステップなんです。なので、ここで、意見の、これからビジョンを作っていく、キーワードを抽出していく中で、視点に欠けがないかというのを確認する作業になります。

ただ、これで整理をしていって、最終的に、委員と、今回の市が作る居場所のビジョンの文言の中に、この全ての言葉を無理やり突っ込むというわけではなくて、視点が網羅されていたかを、過程として確認する作業です。

○鈴木隆行委員 分かりました。

○水津職務代理 先ほどおっしゃったように、1つの施設が全部網羅しなくてもいいという、そのことが、どこかで保障されているのかどうかということも大事なことになるので、そういう意味

で挙げたものを精査してみる、その視点から精査してみましようというスタンスで。

○鈴木隆行委員 まずは挙げてという。

○萬羽部会長 そうです。ちょっと言葉が足りなくて申し訳なかったんですけど、全てイコールではもちろんないとは思いますが、ただ基本的な考え方として、権利を満たしているかとか、そういう視点で、もう少し意見出しを出せたらいいなというふうに思っているところなんです。という形なんですけど、流れとしてよろしいでしょうか。

○鈴木隆行委員 私は大丈夫です。

○萬羽部会長 またちょっと話ながら、こういう議論で今後話してみたいというところも、出しているだけでも構わないかなというふうに思います。

では、一旦、時計で50分までこの作業をやってみて、その後、その後の流れについてお声かけしたいなと思いますので、それぞれ少しご面倒なんですけど、お立ちいただいて、ホワイトボード2つに分かれて作業お願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

(※2グループに分かれて意見交換)

○萬羽部会長 では、予定していた時間になったので、それぞれのホワイトボードで今まとめていただいていた…。これを見ながら、お1人ずつ、一言ずつくらい、こういうところに気づいたとかでもいいですし、ここが難しかったとかでもいいですし、何でもいいので、これを今やってみて、気づきとか、こういう部分が難しかったとか、整理をした内容の発表でももちろん構わないので、お1人ずつ順番にお話ししていただいてもいいですか。順番にこちらからで、北脇委員から、何か気づいたことがあればお話ししていただいてもいいですか。

○北脇委員 私は、このカードをどこか1つに貼らないといけないことに悩み、振り分けるのが大変でした。ふだんイメージしていたのが、このカードの自分らしくということと、個性の尊重です。その結果、子どもの好き嫌いを聞いて、それを実現するという流れになっていました。何かもう、ここら辺のカードは全部つながっていて、でもそんなこと言ったら、まずここが土台にないといけないし、こういうふうに貼っていい場所に悩むものが多かったなという印象がありました。最終的に全て大事だと思いますが、この全部の下支えという新しい項目のカードを私たちは作りました。広報とか、持続可能な支援とか、運営団体が継続的に活動する体制、こども大事なのではと思いました。

○萬羽部会長 ありがとうございます。それでは続いて古源委員お願いします。

○古源委員 やっぱり、どこか1つに、この付箋を貼るとというのが、とても難しいことだなと感じました。そんな中で、自分らしく生きるという中には、それこそ、豊かに育つ権利もあるし、それから、自分らしく生きるために、意見を言っていくということもあるしということ、それぞれが重なっているものがたくさんあるなということも思ったのと、あと、ちょっとお隣りと比べたりすると、私たちのボードのほうで、支援を受ける権利というのが、少ないのかな、というふうに思っています。支援を受ける権利というところで、ここに、困ったときに助けてと言えるというような但し書きをしてくださったんですけども、居場所に大人がいて、そこで人とつながって、困ったときに助けてと言える、ということは、場所は場所だけなんじゃなくて、そこで支援を受けられるんだよ、という場所でもあるということだと思んですが、その部分というのが、もしかして少ない、私たちのイメージの中で、ちょっと足りていないのかなということを感じました。

○萬羽部会長 ありがとうございます。では、続いて鈴木隆行委員お願いします。

○鈴木隆行委員 やってみてというか、やる前から思っていたんですけども、最初に話したのは、支援を受ける権利というのを、例えば、居場所と一緒に考えたら、支援窓口みたいな話に結局なっちゃいそうな気がするし、意見を表明する権利というのを居場所と一緒に考えたら、そういうイベントを主催するとかそういうことになっちゃいそうなので、ちょっとこれと他の3つというのは意味合いが違うような感じがするんです。だから、置いておいて、毛色の違うものとして、この3つで考えると、安心して生きる権利というのはすごい分かりやすく、命に危険がない、怪我がないとか、それから、メンタルヘルス、健康、そういうものが脅かされないということなので、こっちはよくて、よくてというか、多分思っているとおりで、どんな居場所を作るとしても、最低限ここは確保されなければいけないことだと思うんですね。そうすると、9条の豊かに育つ権利と、第8条の自分らしく生きる権利ということになるんですけども、この2つの分類って、これも前回僕気になっていたんですけど、大人側がやってほしいと思っていることと、子ども側が自分からやりたいことというようなイメージがあるので、そう思ってしまうと、どちら側に力を入れるかということで分類できるのかな、というふうに、やっぱり思ったので。それは、網羅するように、というか、穴がないようにはするんですけども、それぞれを、今、権利の言葉で書いていますけれども、居場所に対して、この文をかみ

く書いてもらったんですけども、そして当てはめていったらもうちょっと解りやすいかな、というような感じがしました。

○萬羽部会長 ありがとうございます。では、反対のグループで、村上委員からお願いします。

○村上委員 居場所づくりということで、学校と家庭以外の場所を作るということからすると、その中で、意見を表明するとか、自分らしく生きるというのが、特に学校とかで、なかなか発揮できてないんじゃないかなという感じがしたんで、この部分で、私はどっちかという小さい子というよりも、中高生くらいのイメージなんですけれども、学校に対する意見とか、社会に対する意見とかを、居場所の中でというか、何かしら、その意見を表明できるような仕組みづくりを重要視して、ここを掘り下げていったらいいんじゃないかなというふうに思いました。皆さんの意見で、家庭でも、意見を表明する権利って意外と認められてないよねみたいなお話も結構出たんですけども、考えてみると、私も会社に勤めているんですけども、会社というのは、意外と今変わってきていて、自分の周りの20代くらいの若い社員が多いんですけども、結構意見を表明できているんじゃないかなと、だから、意外と会社というのは変わり始めているけれども、学校は今実態が私分からないんですけども、学校がちよっと遅れちゃって、企業とかが少しずつ変わっているとすれば、世の中の流れと、この辺がもうちょっと、何ていうんですかね、今まで思っている以上に、変わっていくんじゃないかなというふうに、個人的な意見ですけども、思っています。

○萬羽部会長 ありがとうございます。では、谷村委員をお願いします。

○谷村委員 だいたい、そういった感じです。基本は似たような感じなんですけれども、10条に関しては、自分が今、胸にずっと手を当てていたところで、家では、子どもの意見を…、そんな感じです。基本的に、多分この10条と、鈴木さんが言った11条、僕、7条もたぶん近いところで、これが全部根底になきゃいけないのかなと、全ての施設の。で、8条、9条、というところになると思うんですけど、ちょっと、このグループでずっと10条について、みんなで話したんですけど、大人の意識改革というところかなと思います。村上委員がおっしゃるとおり、僕も学校のレンジが、意見表明する場が少ないのかなと、世の中に比べて、ちょっとギャップあるかなとは感じています。

○萬羽部会長 ありがとうございます。では、鈴木恭子委員をお願いします。

○鈴木恭子委員 ほとんど皆さんが言ってくださったとおりでなんですけど、この表をぱっと見たときに、意見を表明する権利のところがちよっと少なかったんで、この意見を表明する権利の捉

え方について、話し合った感じです。私が深く考えすぎて足を引っ張ってしまった感じなんですけど、親子の居場所の1つをお手伝いしている中で、幼稚園生、幼児と小学生から、いろいろ意見を受け取ることが多くて、こうしたい、ああしたいとか、これやってみたいんだけどどう？と言われてたときに、なるべくそれに沿うように応えてはいるんですけど、これは、私の範疇ではなくて、どっかに投げなくてはいけないとか、これ投げても答え返ってこないとか、さあ、どうしようとなったときに、どういう対応をするのか。意見を受け取っただけで返せないときどうするのかなというところがあって、結局意見を表明する、表明されたものを受け取るのは大人なんですけど、その受け取る場所が、各居場所に受け取る場所、ツールがあったらいいと思うんですけど、受け取った側の大人がどういう対応をするのかというのを共通認識、共通意識を持っているということが大事なのかな、ということで、こちらとも重なるのかなという、スタッフの考え共通認識も大事、みんなで考えるっていう、大人側の話なんですけど、大事ななと思いました。

○萬羽部会長　ありがとうございます。では、水津職務代理をお願いします。

○水津職務代理　皆さんおっしゃったとおりなんですけれども、こうやって分けてみたら、当然、全部連動してるよねということが、まず1個分かることも1つあるのかなと思ったので、例えば、ここは安心していられる場所だけだよ、ということで成り立つとも思えないけれども、でもここはそれを重きに置いた場所だとか、ここは豊かに育つ権利を守るための、いろんな体験ができたりとかする場所だよとか、そういう特化したものというの、ある程度あってもいいのかなというふうに思っているのだけれども、だけど、その根底の中に、こういうところが保障されなければ、それは子どもの居場所として、私たちの思う子どもの居場所の理論には、やっぱり当てはまらなくなるのかなということが個人的には思ったことと、あと、その他のところ、支援とか、さっきそちらのグループで下支えと言ってたんですけど、そういうことも、やっぱりこれから、次の議論として、必要なことだなというふうに思いました。

○萬羽部会長　ありがとうございます。そうですね、それぞれグループの内容で、もちろん分け方も多少違うところがあるかもしれないなというところと、どちらのグループでも多分あったと思うんですけど、全て1対1で分けられるわけではなくて、つながっているなというところが、ここで整理されたかな、というふうに思います。こちらのグループだと、こういうふうに、特に融合しているというか、複合的な要素だなというものとか、あと、

支えているんじゃないか、という関係性とかも確認できたりとか、どちらのグループでも分けにくいというか、全てがやっぱり連動しているんだなというところが考えられたかなというふうに思います。

いったんここで子どもの権利条例と当てはめたときの整理というのをやってみたんですけれども、この後、実際、もう少し違う形でも構わないので、子どもの居場所に関するキーワード、提言に向けて、少しずつ、ビジョンに向けて、キーワードの整理というのをしていきたいと思うので、この後、事務局の方に、この段階の記録を残していただきます。私たちがやるのは、記録を取った後に、いったんこれ忘れていただいても構わないですし、この続きでも構わないので、今度は、この何条というのはあまり気にせず、この中でさらに整理をしていただきたい。先ほど、これとこれは特に関係しているんじゃないかと、その関係性でもいいですし、これだけでは分けにくくて、むしろこの中でも2つくらいキーワードが出てくるよねとかというような、さらに細かい分け方でもいいですし、分け方は特に構いませんので、それぞれのチームで考えていただきたいんですけど、やり方としては、この緑の紙はこのまま残して使っていただいてもいいですし、いったん外してしまって、キーワードから全て自分たちで考えるという形でも構わないので、この緑の紙は使っても使わなくてもどちらでも構いません。付箋を、今せっかくなので、並べているものが元になると思うんですけど、もう一度考えていただいて、例えばなんですけど、これとこれが近いよねというようなものをもう1回整理していただく。この6つの分け方にはこだわらずに、もう1回整理していただいて、通常のKJ法とかと同じなんですけど、似ているもの同士を線で囲んで、このグループについて、キーワード、キーワードというか表札、ラベルというんですけど、ここの付箋のグループを表すようなラベルを付けていくという作業をしていきます。この中で、もし可能であれば、例えば、この小さいグループをもっと大きなグループで囲むというものもありますし、あとは、これとこれが、すごく関係して、とても強い関係をしているね、というような関係性を表していただいたりとか、包含していただいてもいいですし、今、難しいんですけど、6つに分けたという形にはなっているんですけど、今度は6つに分ける必要はないので、本当に自由に動かしていただいて、整理をして、その中で、このキーワードなりラベルなりを出して行って、次のビジョンに向けた、特に重要なキーワードというのを出せたらいいなということ、次の作業で行いたいなと思っています。やる内容としてはよろしいでしょうか。

そうしましたら、この段階でいったん記録をとっていただいてもいいですか。

○水津職務代理 分け方が多分、みんな今、あまりピンとこないと思うので、権利は例えば、上に全部貼っちゃったことにするとして、こんなに1つの集合体みたいなのを作って、そこに対するラベルを考えるみたいなことですよ。

○萬羽部会長 例えば、ここの6枚が、本当に塊だなと思えば、この6枚を囲んでいただいて、これを表すような、このグループを表すようなラベルを付けていくということなんです。そのラベルが、例えば、このまま、支援の可能性もありますし……。

○水津職務代理 全然違う言葉でも、分かりやすい言葉を付けてもいいんだ。

○萬羽部会長 そうです。例えば、ここだとすごく多いので、これを全部含めて、豊かとかっていうラベルの可能性もありますけど、このままで1対1じゃなくても構わないので、こっちは体験とか、こっちは別のキーワードというふうに分けていただいても大丈夫という形です。

○水津職務代理 このラベルの種類というのは、何になるんだろう、名詞というか、なのか……。

○谷村委員 名詞、動詞、形容詞とかっていうところの中から……。

○萬羽部会長 すいません、私の中では、いったんは、特に決めないで、話し合いの中で出していたものでいいかなと思ってはいたんですけど。

○水津職務代理 それはグループで個性で。

○萬羽部会長 そうです、そうです、個性を、むしろ個性を出していただけるといいなと思ったんですけど、やりにくいですかね。

○水津職務代理 やってみるか。

○萬羽部会長 ただ、もちろんこのグループを囲んでラベルを付けるときに、ルールとしては、その中身がなんとなく分かるものを付けるということは踏まえていただいて、名詞でもいいですし、文章的なものでも今回は構わないかなというふうに思っています。

よろしいですか。イメージ。やりながら。

○谷村委員 どういうステップ、全体のどういうステップで今ここにいるのかというのを知れば、ちょっと、正直、自分のキャラクター的に散らかすほうが得意なんで。着地点を教えてください、このステップがだいふ……。

○子育て支援課長 ちょっと先の話になるんですけど、すごいざっくりした展開でいくと、この後、次回は1月中旬くらいを検討しています。そのときに、今回キーワードの中で、エッセンスになるものが出てくることを期待しています。そのキーワードを用いて、ビジョンと

して、ある程度文章化をしていくのか、提言のようなものにつながっていく、分かりやすいものを作りたいなと思っています。今年度中にその辺りまでができるといいなと思っています。4月に入ってから、7月までの任期で、多分3回くらいできるかなと思っていますので、その中で、提言としての文言、具体の、何かこういう事業をやってくださいとか、そういうことではなくても、こういう視点で、今後事業を進めてくださいというような提言になるものを、7月までに作っていきなと思っています。

- 谷村委員 7月は大体想像できているんですけど、ここから出てくるキーワードが……。
- 子育て支援課長 これを、今日、キーワードをビジョンの中のエッセンスにしていきたい。
- 谷村委員 1月にキーワードを組み合わせて。
- 子育て支援課長 今日は、キーワードを、いいものをキーワード出しして、それを1月に組み合わせて、ビジョンの姿にしていく。
- 水津職務代理 ビジョンの姿にできるようなキーワード。
- 谷村委員 逆算して、ここで変なキーワードを作っても。
- 萬羽部会長 一方で、今日までは自由に出す。
- 子育て支援課長 キーワードを自由に出す。その中で、全部のキーワードを使えるかどうかというのは、今度の議論でいいと思っています。だから、今日は、キーワードとしては、ちょっと外れたものでも、ちょっとあれっていうものでもいいです。ただ、キーワードとして大事だったりとか、エッセンスとして大事な匂いが残せるものであれば、ちょっとイメージと違ってても全然否定しないです。
- 萬羽部会長 精査とか、集約というのは、次回以降になるので、今日はたくさん出していただけるなら、たくさん出てくるので、本当に構わないかなと思うので、見ながら浮かんだものを書き出していくというような形で、この個別だと、今ちょっとそれぞればらばらの形に前回いろいろアイデアも出したんですけど、これをちょっと少しだけ、まとめていく。ただ、そのまとめるといっても、言葉の精査は次回以降になりますので、今回は本当に自由にキーワード出しをしていけたらなというふうに思っています。
- 鈴木隆行委員 1点いいですか。確認なんですけど、キーワード出しますよね、精査をするっていう段階で、やっぱり追加ということもありですか。
- 子育て支援課長 あります。
- 鈴木隆行委員 それを認めていただかないと、今から慎重に出し切らないといけない……。
- 子育て支援課長 今日で出し切るとか、そこまで、大丈夫です。精査をする中で、キーワードとキー

ワードを掛け合わせて、本当に言いたいのはこういうことだよねと修正とか追加するのも全然大丈夫です。

○鈴木隆行委員 分かりました。ありがとうございます。

○萬羽部会長 よろしいでしょうか。すいません。では、いったん40分までやってみて、また延長するかもしれないんですが、40分までいったんそれぞれのグループで作業するという形でよろしいでしょうか。

では、すいません、またお願いします。

(※2グループに分かれて意見交換)

○萬羽部会長 では、こちらのホワイトボードが見えるところに移動していただけますか。

分け方の最初の大まかなところが、発案をしていただいたので、鈴木委員から発表していただきます。お願いします。

○鈴木隆行委員 この緑の、権利の文言を生かすか殺すか、殺すではないですね、無視するかという話があったんですけども、とりあえず、それを四隅に追いやって、関連するところを分けるというふうな方針でスタートして、谷村委員も言っていたように、豊かに育つというのと、自分らしく生きる権利というのが実現するのが柱で、あとのものは、下支えに相当する。安心して生きられるような施設とか、支援を受けるというのは、ある種当然のところもあるので、そういう意味で、上下で目指すべきもの、というのと、あるべきものというのとに分けて、子どもが望むものと、親が、大人が体験させたいものというようなニュアンスでざっくり方向性を作って分けました。

あとは、体験というふうに書きましたけれども、あっちのほうで子どもがやりたいこと、これも、休むももしかしたら入るかもしれないですけども、と、大人目線で体験させたいこと、経験させたいことというようなもので分けているので。子どもがやりたいことでも、例えば、大きな音を出せるとか、ボールを使うというのは、自発的にやりたいことだけれども、やりたいと思ったときにサポートするような方針というのはこっちでやっていて、雨の日でも遊べるようにとか、さりげなくサポートしてくれるとか、見守ってくれるというのは、やりたいことのサポート。一方で大人目線と書いてあるのは、こういうのを体験したらいいだろうという、物づくり体験とか、大人も楽しめるようなものというのは、多分、こっちに入ってくるだろうと。あと、交流させたいとい

うの結構あったと思うんですけど、多世代交流というのは、基本的には、子どもが自ら思っていないことが多いと思うので、こちら側に設定して、というふうに分類して、上側を作って、あとは、安心安全というのは、下から支えてくるものとして、下側に配置してというような感じです。キーワード、まだないのが、この辺とか、この辺とかありますけど、これは候補がそのままキーワードになっているということで、もう説明要らないかな、そんな感じで分けました。よろしいでしょうか。

○萬羽部会長　ありがとうございます。では、もう1つのグループからも発表いただいて、もしお互いに意見交換があれば共有できればと思います。どなたかお願いします。

○谷村委員　僕は、今支援が必要な子どもたちというところで1人にさせないなんて言って、それたぶん大人目線だなと。忘れんなよってね。こういうことかなというキーワードで。実現するための手段、これは大人なんです、金出せ、多分こういうことなのかな、子どもからすると。大人と同等に過ごすっていうカテゴリがあるんですけど、大人と同等じゃなくて、お前らだけ何楽しいことやってんのっていうのが多分。お前らだけ何楽しいことやってんのっていうところかなと。

○水津職務代理　楽しむなでしょ。

○谷村委員　楽しむな、そうですね。完全なる自由、大人との距離というところで、放っておいてくれと。聞く体制、こっち見て聞けと。話聞けという感じですかね。安全治安確保、危ないぞと、こんな感じで。子どものせりふですね。いつでも誰でも。これちょっと全く考えてないですけど、こんな感じでカテゴリをまとめてキーワードをやりました。

○水津職務代理　基本的にね、物を細かくというよりは、その理念がここにあるということなので、大人と同等に楽しめるようなことということとか、あとその距離感、具体的なことというよりは、そこのものが目指す姿というか、そういうのをキーワードにしてみました。ちょっと乱暴な言葉でございますが。イメージは伝わったかと。

○萬羽部会長　とても気持ちが伝わってきました。グループごとに、かなり分け方も違いましたし、考え方も違っていたので、ちょっと今、両方の発表を聞いて、もし、発表された方以外で一言ずつ、時間があまりないので、簡単になるんですけど、お話しいただけたらなと思うので、村上委員からいいですか。

○村上委員　私は、この「忘れんなよ」というところで、ニュアンスは合っているんですけど、1人にさせないというのは、私書いたんですけど、やっぱり何というんですかね、ちょっと外れちゃって、支援が必要な人に対してフォーカスするっていう、1つのアクション

というのを、私なりに問題視ということなので、そこが気になっていました。

○萬羽部会長 ありがとうございます。では、鈴木恭子委員。

○鈴木恭子委員 書いてあるとおり、谷村さんが、追加くださったとおりでなんですけど、聞く体制ってなかなか難しいと思うので、だから「こら」って入れてくれたと思うんですけど、そこを重視していけたらいいんじゃないかなと思います。

○萬羽部会長 ありがとうございます。古源委員。

○古源委員 そうですね。両方のボードから受け取れるのは、大人が子どもの居場所をどう考えるか、ということと、子どもが何を求めているのか、というのが、どうも違うらしいということが分かりました。その辺がやっぱり、これから考えていくところかなと思います。

○萬羽部会長 ありがとうございます。では、北脇委員。

○北脇委員 私も、古源委員と一緒になんですけど、やはり、大人目線で考えたときの、居場所のあり方、子どものやりたいことというのが、やっぱり考えるキーワードで、下支えというのは、皆さんも多分、共通認識みたいなものがあるんじゃないのかなと。やっぱりその、先ほどの「忘れんなよ」も結構印象的だったんですけど、すごくいい言葉だなと思ったんですけど、そこもどう織り込んでいくか。そんな感じですね。

○萬羽部会長 ありがとうございます。水津職務代理、何かありますか。

○水津職務代理 視点が違ったので、一概にどうということではないんですけど、いろんな角度から物を見るってこういうことかな、というふうに思ったのと、あと挙げてきたものが、よりこう具体的にこういう意味持っているね、みたいなのは、みんな認識できたかなと思うので、キーワード難しいですけど、どうしましょう。

○萬羽部会長 そうですね。今日は、また前回から引き続きで、意見をなるべくたくさん出してくださいというように時間を取らせていただきました。視点がいろいろあるんですけど、何となく、キーワードはどうするかなってすごく難しいんですが、ただ大事なポイントとしては、こういう要素があるなということも見えてきましたし、こっちは、どちらかという、フェーズというわけじゃないんですけど、何となく、上のものを支えるみたいな関係性とかを考えたりしていたので、その辺りを踏まえて、では、これを……。

○子育て支援課長 これを持って帰り、ブラッシュアップしたり、手を入れたりするタイミングがあったほうが良いなという意見をせっかく持ってくださいている方がいるので、次回、もうちょっとキーワードの訂正とか、追加ができるような会にしたいなと思っています。

○谷村委員 最大公約数を拾うと、だんだんつまんなくなってきましたよね、言葉って。

- 萬羽部会長　　そうですね。
- 谷村委員　　最初のパンチ力だと思うんです。議論を重ねるとだんだん陳腐になってきそうな気がして。
- 萬羽部会長　　あまりまとめ過ぎちゃうと、ということですよ。集約し過ぎ。とりあえずこれを、画像に撮っていただいて。
- 子育て支援課長　記録して、部会長と、水津職務代理と相談させていただいて、次にどこまでできそうか、というところを整理したいと思います。ですが、せっかく、持ち帰ってくださるというご意見もあるので、そこは受け止めたいので、ある程度出たら、次回は1月の半ばくらいかなとは思っているんですが、出たタイミングで、忘れないくらいのところでお知らせいただければ、それも加味して、会長、副会長と打ち合わせしますし、その心を次回、またお話ししてもらえようであれば、そのお話の補足があったほうが、理解は深まると思うので、そういうタイミングを取った上で、次回につなげていきたいと思っています。
- 萬羽部会長　　そうですね。次回以降も、先ほどのお話があったように、これで終わりという意味じゃなくて、もう1回これを見直して、振り返るところからやってみて、足りない部分とかは、もちろん今後も付け足しもできますし、考え直すということもできるかなと思いますので、では、そのような形で次回以降も進めたいと思います。
- 子育て支援課長　では、部局も記録はするんですけど、持って帰ってまた少し考えたいと思ってくださる方は、写真撮って帰っていただいて大丈夫ですので、ご自身でぜひ撮っておいていただければ、うちのほうでアップするのは少し時間かかっちゃうかもしれないので。
- 萬羽部会長　　ということなので、もう少し考えたいという方は、各自で画像を撮っていただいて、写真を撮っていただいて持って帰っていただくという形にしたいと思います。
- では、概ね時間となりましたので、次第の(2)は以上とします。
- 本日の審議事項は以上となります。何かありますか、大丈夫ですか。
- では、以上を持ちまして、本日の会議を終了したいと思います。ありがとうございました。